

QNAP 社製品保守サービス規約

エンドユーザ又は保守サービスリセラー（以下「甲」という）と図研ネットワーク株式会社（以下「乙」という）は、甲が乙より購入した QNAP System 社製品（以下「本製品」という）の保守サービスに関して、本規約を遵守するものとする。

第1条（目的）

本規約は、本製品の円滑な稼働及びその機能を維持するため、本製品の故障に対する保守サービスの提供に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（有効期間）

1. 本規約の有効期間は、本製品の保守サービス購入時に乙が交付する「保守サービスのご案内」（以下「保守案内」という）に記載の保守サービスの期間通りとする。なお、本規約の有効期間終了後も、第10条乃至第13条及び第15条の規定はなお有効に存続するものとする。

2. 保守サービスの更新については、別途甲乙協議のうえ行うものとする。なお、本製品の販売を QNAP System Inc. 社が終了した場合、その保守サービスの期間は、同社の定めるサポート終了期間内に限られるものとする。

第3条（保守サービスの内容）

1. 保守サービスの内容は、「保守サービス案内」に記載の通りとする。

2. 保守サービスの実施にあたって本製品を送付する場合の費用については、甲から乙への送付は甲の負担とし、乙から甲への送付は乙の負担とする。

第4条（保守サービスリセラーによる提供）

1. 甲が乙に認定された保守サービスリセラーである場合、甲は、本規約に基づき、日本国内において、本製品のエンドユーザ又は他のリセラー（以下総称して「顧客」という）に対し、保守サービスを非独占的に提供することができる。乙は、甲に対し甲による保守サービスの提供を支援するための2次的な保守サービスを実施すること、又は顧客のうちエンドユーザに対しては1次的な、他のリセラーに対しては2次的な保守サービスを直接に実施することができる。

2. 甲は、甲の責任と管理において、顧客に対し本規約に定める内容に従った保守サービスを提供するものとする。また、顧客に本規約を周知して同等の義務・条件を課し、これを遵守させるものとする。

3. 甲がエンドユーザである場合、本条は適用されないものとする。

第5条（義務）

1. 甲は、乙が甲に対し保守サービスを適時、正確に提供するために必要となる情報、資料等を、乙の要求があり次第直ちに提供するものとする。

2. 乙が保守サービスを実施する際、甲又は顧客に対し周辺装置、消耗品等の使用の申し出がある場合には、甲は無償でこれらの使用を認め、又は使用の便宜を図るものとする。

3. 甲は、乙が保守サービスを実施するため、甲又は顧客の施設に立入ることについて便宜を図るものとする。

4. 乙が保守サービスを実施するために甲又は顧客の施設に立入る場合、乙は甲又は顧客の要求する手続を履行するとともに当該施設の安全、秩序の維持に努めるものとする。

第6条（支払）

甲は、別途甲乙合意の上定める金額、支払方法にて保守サービスのサービス料金を乙に支払うものとする。尚、保守サービスの中途の解約はできないものとする。

第7条（本製品の改良、変更）

乙は、本製品の操作性、保守性若しくは信頼性を改善する目的で、又は法定規格に適合させる等の目的で、本製品を改良、変更できるものとする。

第8条（保守サービスの範囲外）

次に掲げる事項に起因する作業、対応等は、保守サービスの範囲外とする。

① 不適切な使用または取扱い、異常電流、温度・湿度管理の不備、甲による輸送中の乱暴な取扱い・過失・事故その他甲の責に帰すべき事由。

② 乙から指定されていないソフトウェア、ハードウェア、サービスの適用。

③ 製品ラベルまたはバーコードステッカーが変更、不明瞭又は製品から剥がされた場合

④ 乙の定める使用環境以外での使用

⑤ 乙の承認、監督を受けずに実施された本製品の改造、修理、保守、増設、撤去、移設、移動等。

⑥ QNAP 社から入手できない情報を必要とする対応。

⑦ 天災地変、火災、ストライキ、騒動・暴動等の不可抗力。

第9条（再委託）

乙は、保守サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。再委託の場合、乙は、当該第三者にも乙が本規約に基づき負う義務を遵守させるものとする。

第10条（知的財産権）

保守サービスに関する特許権、著作権その他の知的財産権はすべて乙又は乙のライセンサーに帰属し、保守サービスの提供により甲に移転しないものとする。

第11条（保証）

1. 乙の保守サービスの保証は、購入した製品が故障した場合、修理又は同じ製品か同等品に交換に限られるものとする。

2. 前項は保守サービスに関する乙の保証のすべてであり、乙は、前項に定める保証以外に、保守サービスが市場性及び特定目的への適合性をもつことを含め、明示黙示を問わず、一切の保証を行わないものとする。

3. 本製品及び保守サービスの選択、導入、使用及び使用結果については、甲及び顧客の責任とする。乙は、本製品の使用若しくは不使用、又は保守サービスの提供、実施若しくはそれらを受けられないことに起因して甲、顧客又はその他の第三者に生じた損害に対し一切の責任を負わないものとする。

第12条（責任）

- 乙の保守サービス及び本規約に関する損害賠償責任は、乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に生じた通常の損害に限るものとし、その賠償額は請求原因の如何にかかわらず、乙が受領済みの当該保守サービス料金1年分相当額を限度とする。乙は、いかなる場合であっても、データの喪失又は逸失利益を含め、間接的、付随的、懲罰的、派生的又は特別な損害について一切の責任を負わないものとする。
- 前項にかかわらず、甲の責に帰すべき事由による損害又は天災地変、火災等乙の合理的な支配を超える事由による損害に対して、乙は一切の責任を負わないものとする。

第13条（機密保持）

甲及び乙は、保守サービスの実施により知り得た相手方の業務上の機密情報を、本規約の有効期間中のみならず終了後も、第三者に開示、漏洩してはならない。但し、甲の顧客に係る情報を除き、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- ①第三者への開示につき、事前に相手方の書面による承諾を得た事項
- ②情報の取得時点ですでに公知の事項、又は自己の責によらずして公知となった事項。
- ③第三者から機密保持義務を負わずに正当に入手した事項。
- ④情報の取得時点ですでに適法に保有していた事項。
- ⑤機密情報に依存することなく独自に開発した事項。

第14条（解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方への催告なしに本規約を解除できる。

- ①本規約に違反したとき。
- ②差押、仮差押、仮処分、公売却、租税滞納、その他これに準ずる処分を受け、又は自ら民事再生法、会社更生手続きの開始若しくは破産の申し立てをしたとき。
- ③営業の廃止、譲渡、又は会社の合併、解散を決議したとき。
- ④手形交換所による不渡処分を受けたとき
- ⑤その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるものと一方当事者が判断したとき。
- ⑥重大な背信行為が認められるとき。
- ⑦総会屋、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関連団体及びその他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）に該当し、又は反社会的勢力等との取引若しくは人的、資金的関係があると相手方が判断したとき。
- ⑧役員又は主要な出資者が、反社会的勢力等の構成員に該当するとき。
- ⑨自ら又は反社会的勢力等を利用し、相手方に対して詐術、暴力的行為、不当要求又は脅迫の言辞を用いたとき。

第15条（管轄裁判所）

保守サービス及び本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第16条（疑義解釈）

本規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

以上